

基本運用方針

当社は、団体年金特別勘定（第Ⅰ）特約の運用にあたり、年金資金の運用という社会的・公的使命および複数の年金資金を合同運用するという商品の特徴・性格などを踏まえ、以下の基本方針に従って、ご契約者さま間の公平・衡平性を確保し誠実に注意深く運用を行ないます。なお、内容変更を伴わない軽微な用語修正などを除き、この基本運用方針（Ⅰ～Ⅲ）を変更する場合には、ご契約者さまに文書でご報告します。

Ⅰ. 基本的考え方

Ⅰ. 運用哲学

- ・年金資金の運用という社会的・公的使命および長期運用資金としての特性を踏まえ、長期的な時価総額の増大をめざします。
- ・グローバルなファンダメンタルズ分析に基づき、ベンチマークに対して超過収益の獲得をめざします。
- ・十分にリスクをコントロールします。

2. 総合口

ア. 資産構成

- ・バランス型の運用を行なう総合口においては、長期的な年金資産の時価総額増大という目的を達成するため、投資対象としてふさわしい資産の期待収益率の予測に加え、リスク（標準偏差）と相関係数を考慮したうえで、将来にわたる最適な資産の組み合わせとしての長期基本ポートフォリオを策定します。なお、長期基本ポートフォリオは5年程度を想定して策定していますが、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて見直しを行ないます。
- ・各資産の構成割合は、長期基本ポートフォリオにおける資産配分変更許容範囲内となるように運用します。
- ・年度、四半期、月次ごとの運用環境見通しと資産の相対的価値判断などにより、体系的な意思決定プロセスによって資産配分を変更し、長期基本ポートフォリオの資産構成で運用した場合より、高い運用成果をめざします。

【長期基本ポートフォリオ】（単位：％）

資産種類	構成比	変更許容幅	期待収益率	リスク
国内債券	30	10 ～ 50	1.0	2.6
国内株式	27	12 ～ 42	6.7	17.3
外国債券	13	3 ～ 23	3.9	9.9
外国株式	27	12 ～ 42	9.0	18.6
短期資金	3	0 ～ 13	0.2	0.1
合 計	100	—	5.0	9.4

（注）上記期待収益率は、予測値であり、将来における運用実績を保証もしくは示唆するものではありません。

イ. 資産別運用方針

- ・全体のリスクコントロールの観点から運用を行なうベンチマーク連動部分とアクティブ運用をベースとする積極運用部分を組み合わせることにより、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークを上回る運用成果をめざします。なお、ベンチマーク連動部分と積極運用部分の比率は、市場動向等に応じて変更します。
- ・為替ヘッジについては、リスクコントロールの観点から、対象資産時価総額の範囲内（0～100％）で行ないます。

資産種類	ベンチマーク連動部分	積極運用部分
国内債券	・ベンチマークに対するデュレーションリスク、イールドカーブリスクは極力抑えます。	・ファンダメンタルズ分析に基づき、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略を決定し、さらにセクター間の利回り格差分析も取り入れたアクティブ運用を行ないます。
国内株式	・ベンチマークの特性に配慮します。	・ボトムアップ・アプローチによる定性分析と定量分析の組み合わせをベースとしつつ、定性・定量比率等を適宜調整しながら、全体として、アクティブ運用を行ないます。
外国債券	・ベンチマークに対する通貨リスク、デュレーションリスク、イールドカーブリスクは極力抑えます。	・ファンダメンタルズ分析を重視し、通貨戦略、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略を決定し、アクティブ運用を行ないます。
外国株式	・ベンチマークの特性に配慮します。	・ボトムアップ・アプローチによる定性分析と定量分析の融合による、成長性・経営の質・バリュエーションを重視したアクティブ運用を行ないます。
短期資金	・流動性や安全性に留意しながら、コール中心の運用を行ないます。	

3. 投資対象別口

ア. 運用方針

- ・リスクをコントロールしつつベンチマークを上回る収益をめざします。
- ・口ごとにフルインベストメントを心がけ、余裕資金（短期資金）は必要最小限とします。ただし、市場のダウンサイドリスクが高まったと判断した場合に一部キャッシュ化を行なう円貨建公社債口 S は除きます。
- ・為替ヘッジについては、リスクコントロールの観点から、対象資産時価総額の範囲内（0～100％）で行ないます。

イ. 口別運用方針

口の名称	運用方針
円貨建公社債口	・総合口の国内債券に同じ。
円貨建公社債口S ^{注1}	・ベンチマークを意識しつつ、デュレーション、残存期間構成を決定し、国債中心の運用を行ないます。 ^{注2}
円貨建株式口	・総合口の国内株式に同じ。
円貨建株式口B	・ベンチマークとのかい離を一定程度に抑えたエンハンストインデックス運用を行ないます。 ・各種ファクターを最適なウェイトで組み合わせて銘柄魅力度を算出。この魅力度に応じて銘柄ウェイトを調整し、安定的な超過収益獲得をめざします。
円貨建株式口S ^{注1}	・ベンチマークとのかい離を抑制しつつ、各種ファクターを最適なウェイトで組み合わせて魅力度を算出し、この魅力度に応じて個別銘柄選択を行ないます。 ^{注3}
外貨建公社債口	・総合口の外国債券に同じ。
外貨建公社債口S ^{注1}	・国の配分は特定のパッケージプラン ^{注4} における運用ロジックに基づき決定します。 ・国ごとではベンチマークを意識しつつ、デュレーション、残存期間構成を決定します。
ヘッジ付外債口S ^{注1}	・国の配分は特定のパッケージプラン ^{注4} における運用ロジックに基づき決定します。 ・国ごとではベンチマークを意識しつつ、デュレーション、残存期間構成を決定します。 ・為替変動リスクはヘッジします。
外貨建株式口	・総合口の外国株式に同じ。
外貨建株式口B	・ベンチマークとのかい離を一定程度に抑えたエンハンストインデックス運用を行ないます。 ・各種ファクターを最適なウェイトで組み合わせて銘柄魅力度を算出。この魅力度に応じて銘柄ウェイトを調整し、安定的な超過収益獲得をめざします。
外貨建株式口S ^{注1}	・ベンチマークとのかい離を抑制しつつ、各種ファクターを最適なウェイトで組み合わせて魅力度を算出し、この魅力度に応じて個別銘柄選択を行ないます。 ^{注3}
短期資金口 短期資金口S ^{注1}	・流動性や安全性に留意しながら、コール中心の運用を行ないます。

(注1)「多資産型 ボラティリティコントロール運用プラン(タイプ1:特則一般勘定あり・タイプ2:特則一般勘定なし)」(以下、「多資産型 ボラコン」)および「債券代替型 ボラティリティコントロール運用プラン(タイプ1:特則一般勘定あり・タイプ2:特則一般勘定なし)」(以下、「債券代替型 ボラコン」)専用の投資対象別口。

(注2) 市場のダウンサイドリスクが高まったと判断した場合は、一部キャッシュ化を行ない、ファンド内に滞留します。

(注3) 市場のダウンサイドリスクが高まったと判断した場合は、先物の売り建てにより、実質キャッシュ化を行ないます。

(注4)「多資産型 ボラコン」および「債券代替型 ボラコン」を指します。

4. ベンチマーク

ア. 資産別(各口別)^{注5}

総合口	投資対象別口	ベンチマーク	公表元
国内債券	円貨建公社債口、同S	NOMURA-BPI 総合	野村フィデューシヤリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
国内株式	円貨建株式口、同B、同S	TOPIX[配当込み]	株式会社 JPX 総研
外国債券	外貨建公社債口	FTSE 世界国債インデックス[除く日本、円ベース]	FTSE Fixed Income LLC
-	外貨建公社債口S	投資対象国の FTSE 国債インデックス[円ベース]	FTSE Fixed Income LLC
	ヘッジ付外債口S	投資対象国の FTSE 国債インデックス[円ヘッジ・円ベース]	FTSE Fixed Income LLC
外国株式	外貨建株式口、同B、同S	MSCI KOKUSAI[配当込み、円換算]	MSCI Inc.
短期資金	短期資金口、同S	コールローン[無担保、翌日物]	-

(注5) 上記インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。なお、これらの公表元または許諾者は、当該インデックスを利用した当社の事業活動等に関して一切責任を負いません。

イ. 総合口複合ベンチマーク

・総合口の年度計画における構成割合により各資産別のベンチマーク収益率を加重平均した収益率を用います。

Ⅱ. 投資対象資産

・投資対象資産は、保険業法施行規則に定める資産運用方法の制限の範囲内で、口の種類ごとに下表のとおりとします。

口の種類		口の名称	投資対象資産
総合口		総合口	・資産の種類は、特定しません。(以下の各口の投資対象資産をすべて含みます。)
投資対象別口	円貨建公社債口	円貨建公社債口 円貨建公社債口S	・国債、地方債、社債(新株予約権付社債を除く) ・特別の法律により法人の発行する債券、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券、非居住者円貨建債券、投資法人債券 ・公債または社債に対する投資として運用することを目的としかつ株式または出資に対する投資として運用しない投資信託の受益証券 ・上記を原資産とする派生商品 ・上記に準ずる資産
	円貨建株式口	円貨建株式口 円貨建株式口B 円貨建株式口S	・特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、株式、新株予約権証券 ・資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 ・株式に運用する投資信託の受益証券、投資証券、預託証券 ・上記を原資産とする派生商品 ・上記に準ずる資産
	外貨建公社債口	外貨建公社債口 外貨建公社債口S ヘッジ付外債口S	・円貨建公社債口に定める性質を有する外貨建資産 ・外貨建新株予約権付社債、外貨建新株予約権付社債に運用する投資信託の受益証券およびこれらに準ずる外貨建資産 ・外貨建預金、外貨建資産の為替ヘッジを目的とする先物為替予約等
	外貨建株式口	外貨建株式口 外貨建株式口B 外貨建株式口S	・円貨建株式口に定める性質を有する外貨建資産 ・外貨建預金、外貨建資産の為替ヘッジを目的とする先物為替予約等
	短期資金口	短期資金口 短期資金口S	・現金、預貯金(為替予約が付されていることにより満期時または償還時における元本の円貨額が確定している外貨建預金を含む)、コールローン、コマーシャルペーパー、手形市場において売買される手形、円建BA ・円貨建公社債口に定める債券のうち残存償還期間が1年以内のもの、1年以内の売戻条件付のもの ・金融先物取引

・上表に個別列挙されていない資産であっても、各口のベンチマークに含まれることとなった資産については投資対象とします。

- ・短期資金口を除く投資対象別口では、各口に定める資産のほか、短期資金口に定める資産を保有することがあります。
- ・円貨にはユーロ円を含みます。
- ・市場運用を行なうに十分な額(当面、10 億円とします)に至らない余裕資金(短期資金)については、運用の非効率性を回避するため、一般勘定に金銭を振り替え、合同運用(一般勘定貸)に供することがあります。
- ・新株予約権付社債(旧転換社債、旧新株引受権付社債。外貨建を含む。)、貸付金、不動産については、当面投資対象としません。
- ・有価証券貸借については、ポートフォリオ見直しによる入替売買を機動的に行なうため、当面行ないません。利用可能なデリバティブ取引などは保険業法施行規則に定めるとおりとします。ただし、信用取引は当面利用しません。

(ご参考) 保険業法施行規則により、生命保険会社が可能なデリバティブ取引などは以下のとおりです。

○債券先物取引 ○選択権付債券売買取引および国債先物オプション取引 ○株式先物取引 ○株価指数オプション取引 ○海外証券先物取引(海外証券先物オプション取引および海外証券現物オプション取引を含む)○債券の空売りおよび貸借 ○株式の信用取引 ○日本円金融先物取引 ○日本円短期金利先物オプション取引 ○金利スワップのオプション取引 ○米ドル短期金利先物取引および米ドル・日本円通貨先物取引 ○金利スワップまたは通貨スワップ取引 ○金利先渡取引 ○海外金融先物取引(海外金融先物オプション取引および海外金融現物オプション取引を含む)○為替先渡取引 ○先物為替予約 ○店頭通貨オプション取引 ○店頭金利オプション取引 ○有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く)

Ⅲ. 運用にあたっての遵守事項

1. 一般的事項

ア. コンプライアンス

・関連する諸法令、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項などの市場において遵守すべき原則、社内規程を遵守します。

イ. 適正な経理

・各口に属する財産を適正に区別して経理します。

ウ. 誠実運用

- ・各口の利益のみを目的とし、ほかの目的をもった投資は行ないません。
- ・各口の運用方針については、事前にご契約者さまに説明し、これを変更する場合は、当該各口をご採用いただいているご契約者さまに対しては、事前に説明を行なうものとします。また、当該各口をご採用いただいていないこの特約のご契約者さまに対しても周知に努めるものとします。
- ・ご契約者さまからの運用手法などに関するご意見・ご要望については、合同運用の趣旨に照らしたうえで、当社が合理的と判断した場合は、当社の判断において運用手法などの変更を行なう場合があります。

エ. 売買執行

- ・総合収益を重視し、取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるような有価証券の頻繁な売買は行ないません。また、売買執行を行なう際は、マーケットインパクトを含む総取引コストが最小となるよう、最良執行の実現に努めます。
- ・有価証券の発注にあたっては、信用力、情報提供力・分析力、手数料の競争力、売買執行力、法令遵守(コンプライアンス)などの選定基準に基づき、定期的に格付を行なって発注先を選定します。

オ. 議決権行使

- ・株式投資に係る株主議決権の行使については、議決権行使に関する基本的方針を定め、その方針に沿って各口の利益増大のために行使用することとします。

カ. 運用報告

- ・原則として事業年度における四半期ごとの運用状況(運用実績、投資行動の分析、今後の運用方針など)について、ご契約者さまに遅滞なく報告することとします。また、これ以外に運用上の重要事項についてご契約者さまから要請があった場合には、協議に基づき誠実に対応します。

2. 資産別事項

ア. 国内債券(円貨建公社債)

- ・償還時の価格が債券固有のリスクを逸脱して著しく変動する公社債については、投資対象としません。
- ・公社債については、格付、クーポン、償還日などの発行条件につき十分な調査、分析を行なったうえで銘柄選択することとし、適切な分散を図ります。
- ・国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合には、「保険業法施行規則」により指定を受けている適格格付業者(以下、適格格付業者)のいずれかにより、投資適格と判断されている BBB 格以上の格付を得ている銘柄とします。また取得後いずれの適格格付業者による格付も BBB 格未満となった債券については、発行者の債務不履行リスクに十分に留意し、必要であれば売却などの手段を講じます。

イ. 国内株式(円貨建株式)

- ・投資対象は、原則として国内の各金融商品取引所、店頭市場において公開(公開予定含む)されている銘柄とします。
- ・株式については、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行なったうえで銘柄選択し、適切な分散を図ります。

ウ. 外国債券(外貨建公社債)

- ・償還時の価格が債券固有のリスクを逸脱して著しく変動する公社債については、投資対象としません。

- ・政治、経済の安定性、決済システムおよび税制などの市場特性を十分調査したうえで、投資対象国および通貨を選択します。
- ・公社債については、格付、クーポン、償還日などの発行条件につき十分な調査、分析を行なったうえで銘柄選択することとし、適切な分散を図ります。
- ・国債を取得する場合には、原則としてベンチマーク構成国を運用対象とします。ベンチマーク構成国以外の国債を取得する場合は、適格格付業者のいずれかにより BBB 格以上の格付を得ている銘柄とします。また取得後いずれの適格格付業者による格付も BBB 格未満となった債券については、発行国の債務不履行リスクに十分に留意し、必要であれば売却などの手段を講じます。
- ・国債以外の債券を取得する場合には、適格格付業者のいずれかにより BBB 格以上の格付を得ている銘柄とします。また取得後いずれの適格格付業者による格付も BBB 格未満となった債券については、発行者の債務不履行リスクに十分に留意し、必要であれば売却などの手段を講じます。また、BBB 格相当以下の銘柄は、ポートフォリオ全体の時価総額 10%を上限とします。

エ. 外国株式(外貨建株式)

- ・投資対象は、海外の各証券取引所、店頭市場において公開(公開予定含む)されている銘柄とします。
- ・政治、経済の安定性、決済システムおよび税制などの市場特性を十分調査したうえで、投資対象国および通貨を選択します。
- ・株式については、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行なったうえで銘柄選択し、適切な分散を図ります。

オ. デリバティブ取引

- ・原則、原資産の価格変動リスクのヘッジ(いわゆる売りヘッジ)または原資産の代替(いわゆる買いヘッジ)を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行ないません。

カ. 投資信託等

- ・上記ア.～オ.の性質を有する資産を投資対象とし、随時時価額の把握が可能なものとします。

重要なお知らせ <準用金融商品取引法第37条に基づく表示>

団体年金保険に関する手数料やリスクなどお客さまにご注意いただきたい事項につきましては、以下をご参照ください。

1. 一般勘定（特定保険契約）に関する重要なお知らせ

【確定給付企業年金保険、新企業年金保険（02）】

（1）引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

（2）手数料

○主契約（一般勘定）の手数料（付加保険料/保険事務費）は、当社がお引き受けする積立金（責任準備金）のうち主契約部分の月始平均残高に比例して計算します。手数料率は平均残高別に複数のランクに分かれており、平均残高が高額のランクほど低い手数料率となっています。手数料（付加保険料/保険事務費）は、ランクごとの月始平均残高にこれに対応する手数料率を乗じて得た金額の合計額を、毎保険年度ご負担いただきます。

○適用される料率のうち、上限・下限の料率は下表のとおりです。

【表1 手数料率（上限・下限）※1】

	積立金比例部分	料率（%）
確定給付企業年金保険 新企業年金保険（02）	手数料率の上限	0.580
	手数料率の下限	0.130

※1:新企業年金保険（02）の一部を除き、消費税（地方消費税を含みます。）を別途申し受けます。

○上記のほか、当社がお引き受けする制度管理業務の種類・内容等に応じて、制度管理業務に係る手数料（付加保険料/保険事務費）をご負担いただきます。

<制度管理業務に係る手数料（付加保険料/保険事務費）>
 （次の①から⑤のうち当社がお引き受けする制度管理業務ごとの手数料の合計額）
 ×（前年度平均全国消費者物価指数÷平成12年度平均全国消費者物価指数）

【表2 当社がお引き受けする制度管理業務の種類】

当社がお引き受けする業務／当社引受形態	単独	（総）幹事	副幹事	非幹事
①年金数理・財政決算に関する事務	○	○	×	×
②給付金等支払いに関する事務	○	○	×	×
③加入者管理・払込案内に関する事務	○	○	×	×
④契約協定書に関する事務	○	○	○	×
⑤受託会社間手続きに関する事務	×	○	○※2	×

○:手数料（付加保険料/保険事務費）が必要

×:手数料（付加保険料/保険事務費）が不要

※2:当社以外に生命保険会社の契約がない場合は対象外

【表3 制度管理業務の種類と手数料※3】

（単位:円）

制度管理業務の種類	基礎報酬	変動報酬※4		
①年金数理・財政決算に関する事務	定額 簡便法/レト契約: 150,000 本則/EDP 契約:400,000	被保険者数 (受給者数+加入者数)	被保険者単価	
		1,000 人以下の部分	560	
		10,000 人超の部分	180	
②給付金等支払いに関する事務	定額 23,000	人数 (受給者、加入者ごと)	加入者 単価	受給者 単価
		1,000 人以下の部分	500	4,200
		10,000 人超の部分	200	2,000
③加入者管理・払込案内に関する事務	定額 40,000	加入者数	加入者単価	
		1,000 人以下の部分	650	
		10,000 人超の部分	260	
④契約協定書に関する事務	定額 30,000	—		
⑤受託会社間手続きに関する事務	—	当社を除く受託機関1件あたり 30,000		

※3:新企業年金保険（02）の一部を除き、消費税（地方消費税を含みます。）を別途申し受けます。

※4:上限・下限の料率が適用される変動報酬の「段階」、および上限・下限の料率のみを表示しています。

○主契約（一般勘定）の手数料（付加保険料/保険事務費）および制度管理業務に係る手数料（付加保険料/保険事務費）には、特別勘定（第1）特約の手数料（付加保険料/保険事務費）、有期利率保証特約の手数料（付加保険料/保険事務費）、年金数理人業務に係る手数料※5、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

※5:確定給付企業年金保険のみ

○新企業年金保険（02）契約が年金受給権を取得している受取人のみを対象とする閉鎖型年金契約となった場合の手数料（保険事務費）は、お支払いする給付額に1%を乗じて得た額の合計額とします。

(3) 損失発生リスクとその発生理由

- 当社がお引き受けする主契約（一般勘定）の積立金（責任準備金）を取り崩す場合、その事由および金利状況に応じて一般勘定取崩控除を適用し、次の算式により計算した一般勘定取崩控除額を主契約（一般勘定）の積立金（責任準備金）から控除することがあります。
- 一般勘定取崩控除額は、10 年利付国債の応募者利回りを指標として、「直近の応募者利回り」が「過去 5 年間または 10 年間の平均応募者利回りのいずれか低い方」を上回る場合（金利上昇局面）に発生します。このため、適用時の金利状況によっては元本割れとなる可能性があります。
- 一般勘定取崩控除額の算式

＜一般勘定取崩控除額の算式＞

一般勘定取崩控除額＝控除適用対象額×取崩控除率

取崩控除率＝(a－b)×5

a: 直近（前月）の 10 年利付国債応募者利回り

b: 10 年利付国債応募者利回りの過去平均

（過去 5 年平均または 10 年平均のいずれか低い方）

ただし、0% ≤ 取崩控除率 ≤ 5%

- ・控除額は、資金移動後の主契約（一般勘定）から控除いたします。
- また、解約または解除の場合は、「最終財産額－取崩控除額」を返戻金額とします。
- ・一般勘定取崩控除適用事由は、以下のとおりです。
 - ①他の受託機関への移管（シェア変更による移管）
 - ②確定拠出年金への移行※6
 - ③解約または解除
 - ④特別勘定への契約者指定による振替
 - ⑤有期利率保証特約の単位保険口設定

※6: 確定給付企業年金保険のみ

- なお、上記のほか、各種手数料（付加保険料／保険事務費）および租税が差し引かれるため、積立金（責任準備金）や解約返戻金が元本を下回ることがあります。

(4) その他留意点（お客さまに不利益となる事実）

(契約内容の一部変更)

- 金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見し得ない事情の変更（または法および法に基づく命令の改正）※7 により特に必要と認めた場合には、主務官庁に届け出たうえで、保険料・解約返戻金・積立金（責任準備金）・一般勘定取崩控除額の計算の基礎を変更することがあります。

※7: () 内は確定給付企業年金保険のみ

(その他契約条件の変更)

- 当社の業務または財産の状況の変化により、積立金（責任準備金）の削減や早期解約控除の設定、予定利率の引き下げ等、ご契約者さまあるいは被保険者さまに不利となるお取扱いをさせていただくことがあります。

(特別勘定と特別勘定以外の勘定の間の指定によらない金銭の振替に関する特則)

- 「特別勘定と特別勘定以外の勘定の間の指定によらない金銭の振替に関する特則」（以下、「特則」といいます。）は、ご契約者さまと当社の協定によりあらかじめ定められた所定の方法により、特則専用の一般勘定（以下、「特則一般勘定」といいます。）と特則専用の特別勘定（以下、「特則特別勘定」といいます。）の間の金銭の振替を、年 1 回実施いたします。ご契約者さまの指定による特則一般勘定と特則特別勘定の間の金銭の振替はできません。
- 「特則」は、以下の運用商品で「タイプ I: 特則一般勘定あり」をご選択の場合に適用されます。

運用商品名	タイプ
多資産型 ポラティリティコントロール運用プラン	タイプ I: 特則一般勘定あり
債券代替型 ポラティリティコントロール運用プラン	タイプ I: 特則一般勘定あり

- 特則一般勘定の手数料（付加保険料／保険事務費）は、主契約（一般勘定）と合算して計算します。当社がお引き受けする積立金（責任準備金）のうち主契約部分と特則一般勘定部分を合算した月始平均残高に比例して「(2) 手数料」欄に記載の方法で計算した額を毎保険年度ご負担いただきます。
- 特則一般勘定の一般勘定取崩控除の適用については、「(3) 損失発生リスクとその発生理由」を準用いたします。控除額は主契約（一般勘定）から控除いたします。ただし、ご契約者さまと当社の協定によりあらかじめ定められた所定の方法による年 1 回の振替において、特則一般勘定から特則特別勘定へ振り替える金銭については、一般勘定取崩控除の適用対象外となります。
- 特則一般勘定の予定利率は、主契約（一般勘定）の予定利率より低い率が適用されます。
- 特則一般勘定の配当率は、主契約（一般勘定）と区分して計算します。特則一般勘定の配当率算出に用いる還元率表は、主契約（一般勘定）とは異なります。

- 上記 (2) ～ (4) の詳細につきましては、「特に重要なお知らせ」をご参照ください。

2. 特別勘定（第1）特約に関する重要なお知らせ

(1) 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

(2) 手数料

○この特約の手数料（付加保険料/保険事務費）は、当社がお引き受けする積立金（責任準備金）のうち、この特約部分の特別勘定（口）ごとの月始※1 平均残高に比例して計算します。手数料率は平均残高別に複数のランクに分かれており、平均残高が高額のランクほど低い手数料率となっております。手数料（付加保険料/保険事務費）は、ランクごとの月始※1 平均残高にこれに対応する手数料率を乗じて得た金額の合計額を毎保険年度ご負担いただきます。ただし、厚生年金基金保険、国民年金基金保険のうち、平成 9 年 3 月 31 日以前にこの特約を付加し、平成 9 年 4 月 1 日以降に投資対象別口を利用していないご契約者さまにつきましては、当社がお引き受けする主契約（一般勘定）、この特約、ならびに共同取扱契約の場合の他の受託生命保険会社の積立金（責任準備金）の月央平均残高を通算した額（以下「生保月央平均残高」といいます。）に比例して計算します。手数料（付加保険料）は、ランクごとの生保月央平均残高にこれに対応する手数料率を乗じて得た金額の合計額に生保月央平均残高とこの特約の月央平均残高の比を乗じて得た金額を毎保険年度ご負担いただきます。

※1:厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、国民年金基金保険の場合は「月央」

○手数料率の上限・下限は表1のとおりです。

【表1 手数料率（上限・下限）※2】 (%)

	積立金 比例部分	総合口		投資対象別口				
		平成 9 年 3 月 31 日 以前設定		円貨建 公社債口	円貨建 株式口	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
確定給付 企業年金保険	手数料率の上限	0.600		0.590	0.720	0.765	0.840	0.050
	手数料率の下限	0.220		0.170	0.250	0.250	0.260	0.050
新企業年金 保険(02)	手数料率の上限	0.600		0.590	0.720	0.765	0.840	0.050
	手数料率の下限	0.220		0.170	0.250	0.250	0.260	0.050
厚生年金基金 保険	手数料率の上限	0.440	0.370	0.330	0.520	0.550	0.600	0.050
	手数料率の下限	0.220	0.150	0.170	0.250	0.250	0.260	0.050
厚生年金基金 保険(02)	手数料率の上限	0.440		0.330	0.520	0.550	0.600	0.050
	手数料率の下限	0.220		0.170	0.250	0.250	0.260	0.050
国民年金基金 保険	手数料率の上限	0.440	0.370	0.330	0.520	0.550	0.600	0.050
	手数料率の下限	0.220	0.170	0.170	0.250	0.250	0.260	0.050

※2:新企業年金保険(02)の一部を除き、消費税（地方消費税を含みます。）を別途申し受けます。

○ただし、確定給付企業年金保険、新企業年金保険(02)のうち、表2の運用商品をご選択の場合、当該運用商品専用の投資対象別口（以下「専用投資対象別口」といいます。）を使用します。専用投資対象別口の手数料率の上限・下限は表3のとおりとなります。なお、手数料算出にあたり表1と表3の特別勘定（口）ごとの平均残高は合算せず、表1と表3それぞれの特別勘定（口）単位で手数料を計算します。

【表2 専用投資対象別口使用運用商品】

運用商品名	多資産型 ボラティリティコントロール運用プラン
	債券代替型 ボラティリティコントロール運用プラン

【表3 専用投資対象別口手数料率（上限・下限）※3】 (%)

	積立金比例部分	投資対象別口				
		円貨建 公社債口	円貨建 株式口	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
確定給付企 業年金保険	手数料率の上限	0.585	0.605	0.612	0.672	0.045
	手数料率の下限	0.153	0.225	0.225	0.234	0.045
新企業年金 保険(02)	手数料率の上限	0.585	0.605	0.612	0.672	0.045
	手数料率の下限	0.153	0.225	0.225	0.234	0.045

※3:新企業年金保険(02)の一部を除き、消費税（地方消費税を含みます。）を別途申し受けます。

○上記のほか、特別勘定の資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する諸費用、投資信託に係る信託報酬等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって、また、信託報酬については投資信託の運用会社や投資対象資産等によって手数料率が変わる等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

○この特約の手数料（付加保険料/保険事務費）には、主契約部分（一般勘定）の手数料（付加保険料/保険事務費）、特則部分（一般勘定）の手数料（付加保険料/保険事務費）※4、制度管理業務に係る手数料（付加保険料/保険事務費）※4、有期利率保証特約の手数料（付加保険料/保険事務費）※5、業務の委託に係る手数料（付加保険料）※6、加入勧奨に係る業務委託の手数料（付加保険料）※7、年金数理人業務に係る手数料※8、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

※4:確定給付企業年金保険、新企業年金保険(02)のみ

※5:確定給付企業年金保険、新企業年金保険(02)、厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)のみ

※6:厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)のみ

※7:国民年金基金保険のみ

※8:確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)のみ

(3) 損失発生リスクとその発生理由

○ご利用いただける特別勘定の種類と投資対象資産は下表のとおりです。なお、投資対象資産は保険業法施行規則に定める資産運用方法の制限の範囲内とします。

特別勘定の種類		投資対象資産
総合口		資産の種類は特定しません。(以下の各口の投資対象資産をすべて含みます。)
投資対象別口	円貨建 公社債口 ※9	- 国債、地方債、社債(新株予約権付社債を除く) - 特別の法律により設立された法人の発行する債券、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券、非居住者円貨建債券、投資法人債券 - 公債または社債に対する投資として運用することを目的としかつ株式または出資に対する投資として運用しない投資信託の受益証券 - 上記を原資産とする派生商品 - 上記に準ずる資産
	円貨建 株式口 ※9	- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、株式、新株予約権証券 - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 - 株式に運用する投資信託の受益証券、投資証券、預託証券 - 上記を原資産とする派生商品 - 上記に準ずる資産
	外貨建 公社債口 ※9	- 円貨建公社債口に定める性質を有する外貨建資産 - 外貨建新株予約権付社債、外貨建新株予約権付社債に運用する投資信託の受益証券およびこれらに準ずる外貨建資産 - 外貨建預金、外貨建資産の為替ヘッジを目的とする先物為替予約等
	外貨建 株式口※9	- 円貨建株式口に定める性質を有する外貨建資産 - 外貨建預金、外貨建資産の為替ヘッジを目的とする先物為替予約等
	短期 資金口	- 現金、預貯金(為替予約が付されていることにより満期時または償還時における元本の円貨額が確定している外貨建預金を含む)、コールローン、コマーシャルペーパー、手形市場において売買される手形、円建BA - 円貨建公社債口に定める債券のうち残存償還期間が1年以内のもの、1年以内の売戻条件付のもの - 金融先物取引

※9:円貨建公社債口、円貨建株式口、外貨建公社債口、外貨建株式口においては短期資金口に定める資産を保有することがあります。

○特別勘定特約は、保険料の一部または全部を特別勘定で運用し、運用実績をそのままご契約者さまの持分として積立金(責任準備金)に反映させる仕組みの特約です。

○このため、国内外の公社債、株式等の各特別勘定の投資対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等は、ご契約者さまに帰属します。それにより、経済情勢や運用成果の如何により高い収益が期待できる半面、元本保証がなく、投資対象資産の価値下落により運用実績がマイナスとなることもあります。

(4) その他留意点(お客さまに不利益となる事実)

(その他契約条件の変更)

○当社の業務または財産の状況の変化により、積立金(責任準備金)の削減や早期解約控除の設定、予定利率の引き下げ等、ご契約者さまあるいは被保険者さまに不利となるお取り扱いをさせていただくことがあります。

○上記(2)～(4)の詳細につきましては、特別勘定特約説明パンフレットまたは、「特に重要なお知らせ」をご参照ください。

3. 保険契約者保護の取扱い(一般勘定・特別勘定共通)

「生命保険契約者保護機構」

○当社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

○特別勘定特約を付加した団体年金保険契約は、保険業法に定める運用実績連動型保険契約に該当します。この保険契約の特別勘定に係る部分については、生命保険会社破綻時の更生手続きにおいて責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは個別の更生手続きのなかで確定することとなります。)

また、この保険契約の特別勘定に係る部分については、生命保険契約者保護機構の補償対象契約から除外されます。

○詳細につきましては、「特に重要なお知らせ」をご参照ください。

4. その他重要なお知らせ(一般勘定・特別勘定共通)

○「重要なお知らせ<準用金融商品取引法第37条に基づく表示等>」に記載の内容は、本帳票が作成された時点の内容となっております。記載内容につきましては、将来にわたり変更となる可能性がございます。最新の内容につきましては、当社または当社の担当者へご確認ください。